

農業政策に関する意見書

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）は、昨年１０月の大筋合意を受け、本年２月４日に参加１２カ国による署名がなされた。農林水産物のおよそ８１％に及ぶ品目の関税が撤廃され、特に重要５品目のうち３０％が削減されたことは、国会決議の実現とは程遠く、到底納得することができない。政府の十分な説明がなされないまま進められた交渉段階でさえ、不安と憤りを感じていたが、その気持ちはさらに増大する結果となり大変遺憾である。

一方、農業をとりまく環境は、離農や後継者不足により生産基盤の縮小に歯止めがかからず、生産コストの高止まりなどにより経営の継続が厳しく、このままでは生産者の意欲が大きく減退し、新たに農業に参入する若い世代の希望をも失わせかねない危機的な状況にある。

こうした現状は、改正農協法の成立なども含め、戦後農政の歴史の中において、類を見ないほどの大転換期を迎えている。

よって、われわれは安全・安心な食料を国民に供給し、日本の国土を守り、次世代に持続可能な農業・農村をつなぐ責任を果たすため、下記事項の実現に向けた取り組みを、政府および関係当局に対して強く要請する。

記

- １．ＴＰＰ協定により国民生活や経済活動の幅広い分野に様々な影響を及ぼすことが懸念されることから、地方経済や国民生活に与える影響等についての説明責任を果たすとともに、安価な外国産の農産物が大量輸入されることは明白であり、我々の生産する農産物に対して正当な評価が得られず、その結果、営農継続が困難になることが危惧されるため、これら対処に係る万全の対策を講ずること。
- ２．平成３０年産から米の直接支払交付金（７，５００円／１０ａ）が廃止されることや消費税の引き上げなど、めまぐるしく政策が変わる中、農業者が安心して農業に従事できるよう長期的な視点に立った政策の確立を早急に図ること。
- ３．政府は農協改革の目的を「農業者の所得増大」としたが、規制改革会議での議論等具体的な説明がなく不明な点が多い。創造的自己改革により、「農業所得の向上」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を目指す取り組みに支援を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

福井県あわら市議会